○国土交通省告示第三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第二項の規定に基づき、住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件（平成十二年建設省告示第千六百六十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十五日

消費者庁長官　阿南　久
国土交通大臣　太田　昭宏

第一号を次のように改める。

一　設計住宅性能評価及び新築住宅に係る建設住宅性能評価　日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の別表1の(い)項に掲げる表示すべき事項のうち、次に掲げるものとする。

イ　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）
ロ　その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）
ハ　地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
ニ　基礎の構造方法及び形式等
ホ　劣化対策等級（構造躯体等）
ヘ　維持管理対策等級（専用配管）
ト　維持管理対策等級（共用配管）
チ　更新対策（共用排水管）
リ　断熱等性能等級又は一次エネルギー消費量等級

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第一条第七号の規定に基づき、住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項及びその確認の方法を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第七百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十五日

消費者庁長官　阿南　久
国土交通大臣　太田　昭宏

第一の表二の一の項中「平成十二年建設省告示第千六百六十二号」を「独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融公庫）を「独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融公庫）を「平成十四年国土交通省告示第七百二十七号」に改め、同表三の項(3)中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）」に改め、同表九の項(2)中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同表十一の項(1)中「第二条第三項」を「第二条第三号」に改め、同十一の項(3)イ中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第三十九号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第六項及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失ったので、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

一　有線テレビジョン放送事業者の指定の変更

指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域を変更するもの

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
浦河町	第ＨＫ０００６－００００５号	平成二十五年一月十日	北海道浦河郡浦河町（姉茶、絵笛、上絵笛、荻伏町、上杵臼、向別、上向別、杵臼、堺町西、東栄、西舎、野深、東町かしわ、西幌別、東幌別及び瑞穂の各一部に限る。）

九州通信ネットワーク株式会社	第ＫＳ０００３０－０００２９号	平成二十五年一月十六日	福岡県北九州市戸畑区、北九州市門司区、北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市小倉南区、北九州市八幡西区、福岡市東区、福岡市博多区、福岡市中央区、福岡市南区、福岡市西区、糸島市、糟屋郡宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手郡鞍手町、宮若市、嘉麻市、朝倉市、朝倉郡筑前町、東峰村、三井郡大刀洗町、三潴郡大木町、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市